

事 務 連 絡

令和2年2月28日

横浜市内の放課後等デイサービス事業所 管理者様  
児童発達支援事業所 管理者様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

### 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から通知が発出されています。また、神奈川県障害サービス課からも、地域の事業所向けに事務連絡が出されているところです。

横浜市においても、神奈川県から発出された事務連絡の扱いの通りとし、その他の部分について以下の通り補足いたします。

#### 1 横浜市立の学校の休校について

横浜市立の学校については、3月3日（火）から休校となります。横浜市立の特別支援学校については、全学部で緊急受入れが実施されます。詳細については別に添付する通知をご参照ください。

県立の養護学校については取扱いが異なりますので、これについても添付の資料をご参照ください。

#### 2 人員欠如の取り扱いについて

事業所において児童を安全に受け入れることができる範囲で、利用者が10人以下の場合は2人以上、11人以上の場合は3人以上の人員を必ず配置することとしますが、これについては児童指導員等の資格は問わず、柔軟に対応することとします。

#### 3 利用の調整について

厚生労働省からの通知においては、「教育委員会又は学校長に放課後等デイサービスの利用を希望する旨を伝えていただくよう案内すること」という記載がありますが、本市における状況に鑑み、事業所間での調整を基本とするようお願いいたします。

#### 4 開所時間減算の適用について

放課後等デイサービスの基本報酬について、学校休業日の扱いとして請求してもよい、とされていますが、開所時間減算を適用した場合に、放課後の区分よりも報酬が下がる場合があることから、臨時休業の期間の営業時間が6時間未満であっても開所時間減算は適用しないこととします。

## 5 個別支援計画の作成について

営業時間を早めて児童を受け入れることとした結果、面談の対応ができなくなったり、児発管が学校の休校の影響等により出勤できなくなったりするなどにより、個別支援計画の作成ができなくなる場合が想定されます。

現時点で、3月13日までに面談、更新が予定されていたものについて、電話及び郵送による対応や、面談日を延期する対応を可とします。

これについては、その経過と状況について後日個別支援計画を作成した際に、必ず記録することとしてください。

## 6 その他

上記については、令和2年3月13日（金）までの取り扱いとし、それ以降の取り扱いについては別途連絡します。

問合せ先

横浜市こども青少年局

障害児福祉保健課 酒井 柄 笠木 青木

電話：045-671-4279

FAX：045-663-2304

校 長  
校長代理

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校  
等における一斉臨時休業について（通知）

令和 2 年 2 月 28 日付文部科学事務次官通知（別添）により、市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、新型コロナウイルス感染症対策において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、臨時休業を行うよう依頼がありました。

これを受けまして、横浜市の対応を以下のとおりといたします。

1 一斉臨時休業期間について

令和 2 年 3 月 3 日（火）から 3 月 13 日（金）まで

※上記休業期間中は部活動も実施しないこととします。

※上記休業期間以降の対応については 3 月 9 日（月）に別途通知予定。

2 卒業式について

令和 2 年 2 月 26 日 教健第 3378 号「『児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応』及び『学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方』について（通知）」に基づき対応してください。

3 緊急受入れについて

就業等の事情、その他家庭での対応が困難な場合について、以下のとおり緊急受入れの対応をお願いします。ただし、緊急受入れは臨時休業の目的（感染拡大防止）を踏まえた上での緊急的な対応であることを認識して対応することとし、また、感染または感染の可能性がある場合は緊急受入れを行わないことを徹底することとします。

(1) 対象

小学校低学年（1～3年生）

小学校、中学校個別支援学級（全学年）

特別支援学校（全学部）

(2) 給食、昼食

小学校の給食、中学校のハマ弁は実施しないものとし、特別支援学校の給食は実施するものとします。

(3) 受入れ時間

原則、通常の課業時間内とします。

(4) 特別支援学校の登下校

スクールバス等は通常時と同様に運行することとします。

(5) その他、詳細については3月2日（月）までに別途通知します。

4 保護者への通知

別紙「一斉臨時休業について」に基づき、保護者あてお知らせください。なお、各学校の状況に応じて適宜修正していただいても構いません。また、休業中の過ごし方等については、別途通知します。

5 今後の予定

令和2年3月2日（月） 休業中の家庭訪問等の対応について各学校あて通知

3日（火） 休業開始

6 その他

(1) 教育課程については、教育課程推進室から別途通知します。

(2) 臨時休業期間中の健康観察、給食、ハマ弁の詳細については、健康教育課から別途通知します。

(3) 高等学校の合格手続き、新入生説明会、高校入試等については、高校教育課から別途通知します。

(4) 特別支援学校の緊急受入れ、通級指導教室については、特別支援教育課から別途通知します。

(5) 放課後事業については、こども青少年局放課後児童育成課から別途通知します。それを踏まえて、教職員も可能な限り運営に協力してください。

(6) 教職員は、基本的には勤務することになるが、詳細については、教職員労務課から別途通知します。

7 添付資料

(1) 令和2年2月28日「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」（文部科学事務次官通知）

(2) 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について（保護者あてお知らせ）（小・中・高等学校用及び特別支援学校用）

事務連絡  
令和2年2月28日

障害児通所支援事業所管理者様  
(指定都市、中核市に所在する事業所を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について

本県の障がい福祉施策の推進につきまして、日頃格段の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から別添のとおり通知が送付されました。つきましては、当該通知をご確認いただき、幼児児童生徒の受入れについて御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、県所管域の事業所における障害福祉サービス等報酬、人員、及び運営基準等の取り扱いについて、以下の通りとしますのでよろしくお願いいたします。

○ 人員欠如の取扱いについて

放課後等デイサービスのサービス提供時間帯を通じて、サービス提供単位ごとに2人以上の人員を必ず配置することとし、人員配置が困難となる時間については、管理者又は児童発達支援管理責任者が支援に入ることを可能とする。

○ 定員超過の取扱いについて

学校が臨時休業の日に事業所で受け入れる児童の数が定員を超える場合の定員超過減算については、通常定員10人の事業所においては15人までの利用については適用しないこと。これ以外の場合については、当課に相談すること。

○ 営業時間の変更に伴う運営規程の変更の届出について

学校が臨時休業となることに伴う営業時間の変更についての届出は提出不要とする。

ただし、当該取り扱いについては、学校休業期間に限定されるものであり、延長する営業時間についても受け入れ体制を確保すること。

なお、上記の取扱いについては、各事業所において児童を安全に受け入れることができる範囲で対応するものであることに留意すること。

問合せ先

事業支援グループ 堤 宮田 小川

電話：045-210-4732

FAX：045-201-2051

高第 5405 号  
令和 2 年 2 月 28 日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業  
について（通知）

このことについて、別紙のとおり令和 2 年 2 月 28 日付け元文科初第 1585 号文部科学事務次官通知がありました。

そこで、県立学校について、学校設置者として、感染防止を図り、子どもたちの安全安心を確保するため、次のとおり方針を定めましたので通知します。

- 1 全県立学校を本年 3 月 2 日（月）から春季休業の開始日までの間、臨時休業とする。
  - ・ 休業の期間については、今後の状況の変化により変更することがある。
  - ・ また、3 月 2 日については、幼児、児童、生徒への指導、保護者への連絡等の必要がある場合は、短時間の児童、生徒の登校は差し支えないものとする。
  - ・ 併せて、全県立学校は休業期間中の保護者からの相談に対応するための窓口を設置する。
  - ・ 特別支援学校については、幼児、児童、生徒の個々の事情に応じて、学校の教育活動とは別に「児童、生徒の居場所」を学校に設けることを検討し、実施する。
- 2 卒業式、入学式、公立学校入学者選抜及び入学予定者説明会については、令和 2 年 2 月 26 日付け総第 3428 号教育長通知どおり、規模縮小等を行い感染防止策を講じて実施する。
- 3 その他、詳細については、別途連絡する。

問合せ先

（高等学校及び中等教育学校について）

高校教育課教育課程指導グループ 松澤、小野  
電話 045-210-8260

（特別支援学校について）

特別支援教育課教育指導グループ 立花、荒井  
電話 045-210-8276